

2022年度

労働災害補償プラン

のご案内とご加入のおすすめ

◆グループ傷害保険◆

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、休業療養保険金等支払特約、傷害医療費用補償特約、業務による症状補償特約、死亡保険金・後遺障害保険金および重度後遺障害保険金のみの支払特約 等セット

拝啓 時下益々ご隆盛の段、心よりお慶び申し上げます。平素は当団体の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

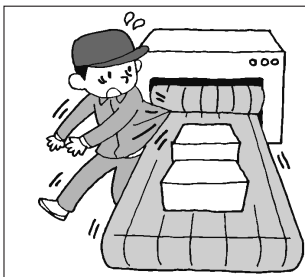
さて、当団体では会員の福利厚生対策として、「労働災害補償プラン」を採用しており、社員のほか、パート、アルバイトに対する補償・福利厚生の充実の一環として、この制度がお役に立てるものと考えております。

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当することは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも、重要なことといえます。ぜひ、この機会に多くの会員の皆様が加入されますようご案内申し上げます。

敬具

例えばこのような時にお役に立ちます

業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



巻き込まれによるケガ



交通事故によるケガ



落下物によるケガ



転倒によるケガ

保 険 期 間

2022年8月1日～2023年8月1日

当制度は団体契約のため毎年8月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外に加入される場合の補償開始日(保険期間開始日)については取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

事業経営を万一の労働災害から守るために

◆保険金は労災認定を待たずにお支払いします。

◆休業療養保険金は1日目からの日額補償です。

事故によるケガで就業不能となったときは1日目から保険金日額をお支払いします。

◆ご契約者に保険金をお支払いすることができます。

見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しください。

※ご契約時に被保険者の同意が必要です。

◆団体契約なので個別にご加入いただくよりも割安です。

※加入者20名以上の場合：多数割引5%適用

付帯サービス

健康・医療等の無料相談サービスをご提供します。



■ 社会保険労務士相談サービス

提供：柏木労務管理事務所

【事業主または人事労務ご担当者の方がご利用いただけます。】

健康保険、労災保険、厚生年金保険などの「ケガや病気、休業や障害に係わる給付」について、ご相談いただけます。

※面談を伴う相談や具体的事案の処理は有料になる場合があります。

■ 24時間電話健康相談

提供：ティーパック(株)

【事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。】

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

※ご相談の内容によっては受け付けできない日時および時間帯があります。

- ・本サービスは引受保険会社が各サービス提供会社に委託してご提供します。
- ・各サービス提供会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは今後予告なく変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスのご利用には諸条件があります。地域・内容により、ご要望に沿えない場合があります。

補償プラン例（保険期間1年）

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、休業療養保険金等支払特約、傷害医療費用補償特約、業務による症状補償特約、死亡保険金・後遺障害保険金および重度後遺障害保険金のための支払特約 等セット

補償内容	01プラン	02プラン	03プラン	
死亡保険金	300万円	500万円	500万円	
後遺障害保険金 (1級～14級)	障害等級に応じて 12万円～300万円	障害等級に応じて 20万円～500万円	障害等級に応じて 20万円～500万円	
重度後遺障害保険金	障害等級に応じて 234万円～300万円	障害等級に応じて 390万円～500万円	障害等級に応じて 390万円～500万円	
休業療養保険金等	休業療養保険金(日額) (30日限度)	3,000円	5,000円	5,000円
	手術療養保険金 (1事故につき1回限度)	入院中／入院中以外 3万円／1.5万円	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円
	入院療養一時金 (通算入院日数8日以上)	3万円	5万円	5万円
	長期休業療養一時金 (継続休業31日以上)	部位・症状に応じて 1万円～50万円	部位・症状に応じて 1万円～50万円	部位・症状に応じて 1万円～50万円
傷害医療費用保険金 (注1)(注2)(注3)(1事故につき)	100万円限度	100万円限度	200万円限度	
業務による症状補償特約	セットされます	セットされます	セットされます	

(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額を超えることはありません。

(注2) 事故の日から365日以内に負担した費用に限りです。

(注3) 保険期間開始日において満70才以上の被保険者については、1事故あたり5,000円が自己負担額となります。

職種内容		年払保険料 1名あたり		記名式の場合	2022年2月 現在
A級職	事務職等	5,270円	7,530円		8,770円
B級職	建設作業	9,930円	14,360円		16,370円

多数割引：5% 適用

(保険期間開始日時点における加入被保険者数が20名以上の場合、多数割引5%が適用されます。加入被保険者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店・扱者までお問い合わせください。)

被 保 険 者 の 範 囲

被保険者 被保険者とは、保険の補償を受けられる方であって、保険証券の被保険者欄に記載されている方をいいます。

特 約 の 内 容

特約名	特約の内容
業務による症状補償特約	業務に起因して生じた症状(熱射病、日射病など約款記載の症状)についても保険金をお支払いします。

ご 注 意 事 項

■ 契約方式について

この保険の契約方式には準記名式(人数式)と記名式があります。
○準記名式(人数式)は、5名以上の被保険者について個々の氏名を申込書に記載せず、被保険者の人数により契約する方式です。被保険者の増減員や入れ替わりのたびのご報告は必要ありませんが、被保険者数確認日の直前1か月間で被保険者数が最大となった日の人数を毎月ご報告いただき、保険料の精算が必要です。被保険者が契約締結時より増員し保険料を精算されていなかった場合、保険金のお支払事由が発生した際には、保険金を削減してお支払いすることがあります。
○記名式は、個々の被保険者の氏名を申込書に記載する契約方式で、ご契約には記名割引が適用されます。被保険者の増減員や入れ替わりの際には、その都度ご報告いただき、保険料の精算が必要です。また被保険者の年齢によりお引き受けできる保険金額の限度額が異なります。
※団体全体で被保険者数5名以上を満たす必要があります。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■ 死亡・後遺障害保険金額について

保険契約者が個人(個人事業主を含みます。)のご契約または被保険者5名以下の記名式のご契約で、次のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額が、同一の補償を提供する他の保険契約(*)および共済契約と合算して被保険者1名あたり1,000万円までとなります。

*積立保険を含む傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険などをいいます。

1. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で、15才未満の場合
2. 保険契約者(保険を申し込まれる方)と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意がない場合

■ 損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

■ ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。
このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。
ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更があったときには、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によってご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社高松支店
〒760-0026
香川県高松市磨屋町8-1 あなぶき磨屋町ビル 4F
TEL.087-851-0196
受付時間:午前9時~午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは
AIGパートナーズ(株)高松支店 担当 林 隆太
〒760-0026
香川県高松市磨屋町8-1 あなぶき磨屋町ビル5F
TEL.087-822-1166 FAX.087-822-1223

(D-005775 2023-5)

補 償 概 要

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金		保険金をお支払いできない場合
死亡保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に亡くなった場合にお支払いします。(後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。)	次の①～⑨の事由により生じたケガ、ならびに⑩および⑪については保険金をお支払いできません。
後遺障害保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に身に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。(失明、指の切断など)	①急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)
重度後遺障害保険金	就業中の事故によるケガが原因で、所定の重度の後遺障害が生じ、事故の日を含めて180日を経過した時点で生存している場合に、お支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	②故意または重大な過失
休業療養保険金等	就業中のケガが原因で事故の日を含めて180日以内、かつ保険期間中に就業不能となった場合に、下記①～④の保険金をお支払いします。	③自殺行為
①休業療養保険金	就業不能が開始した日から30日を限度に、就業不能期間1日につき日額をお支払いします。	④自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転
②手術療養保険金	休業療養保険金が支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。(1事故につき1回限度)	⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③入院療養一時金	休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときにお支払いします。	⑥戦争・革命・内乱・暴動
④長期休業療養一時金	休業療養保険金が支払われる場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときにお支払いします。	⑦放射線照射・放射能汚染
傷害医療費用保険金	就業中のケガが原因で医師の治療を受けた場合、事故の日から365日以内に実際に負担した費用を補償します。 ・健康保険の一部負担金など病院に支払った治療費 ・入院・退院のための交通費 ・医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注) 労災保険からの給付金などを差し引いてお支払いします。	⑧通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故
		⑨危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など)
		⑩むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの
		⑪入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
		…など